

## UC ETC走行明細データ還元サービス利用規定

### 第1条（本利用規定の目的）

本利用規定は、ユーシーカード株式会社（以下「当社」といいます。）が実施するUC ETC走行明細データ還元サービス（以下「本サービス」といいます。）について、利用方法および遵守事項等を定めたものです。

### 第2条（定義）

1. 「本サービス」とは、当社が本サービスの利用者に対し、ETCカードの走行明細データをCD-ROM等の記憶媒体やデータ伝送等によって還元するサービスをいいます。
2. 「利用者」とは、ETCカード特約（以下「ETC特約」といいます。）を承認のうえ申込みを行い、当社がETCカードを発行した法人カード・コーポレートカード会員のうち、本利用規定を承認のうえ本サービスの利用を申込み、当社が適当と認めた法人・コーポレートカード会員をいいます。
3. 「道路事業者」とは、平成11年建設省令38号に規定される道路管理者のうち、ユーシーカード株式会社が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
4. 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係る料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
5. 「通行記録等」とは、前項の通行記録、及び利用明細書発行費用を請求するために、道路事業者が記録するデータをいいます。

### 第3条（本サービスへの申込み）

1. 利用者は、本サービスの利用を希望する場合、当社所定の書面等で申し込むものとします。
2. 利用者は、本サービスへの申込みの際に、データの保存媒体、送付先、連絡担当者等の情報をあらかじめ当社に対し届け出るものとします。
3. 利用者が利用を希望する場合、当社は当社所定の審査を行ったうえで、当社が適当と認めた場合に当該利用者の登録を行なうものとします。
4. 当社は、利用者より入手した各種情報を、本サービス以外の目的では使用しないものとします。

### 第4条（登録内容の追加・変更）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり登録している内容の追加・変更を希望する場合、当社所定の書面等で申し出るものとします。
2. 前項の場合、当社は当社所定の審査を行ったうえで、当社が適当と認めた場合に当該利用者の追加・変更手続きを行なうものとします。

### 第5条（本サービスの解約）

1. 利用者は、本サービスの解約を希望する場合、当社所定の書面等により申し出るものとします。
2. 前項の場合、当社は当社所定の審査を行ったうえで、サービス解約手続きを行なうものとします。また、利用者から入手した会員情報を当社所定の方法で速やかに破棄するものとし、業務委託先及び再委託先についても同様に義務付けるものとします。

### 第6条（通行記録等の還元）

1. 当社は、利用者に対し発行しているETCカードについて、当社が道路事業者より受領した通行記録等をデータ化し、事前に利用者より届出を受けた送付先・送付方法で還元します。
2. 当社は、サービス利用登録の翌月分の通行記録等より、利用者に対する還元を開始します。

3. 当社が利用者に対しE T Cカードを追加発行した場合、当該E T Cカードについては、追加発行日の翌月分の通行記録等より、利用者への還元を開始します。

#### 第7条（サービス利用料・送料）

1. 利用者は、本サービス所定の利用料（以下「利用料」といいます。）をカード利用代金支払いと同様の方法で当社に支払うものとします。
2. 利用者は、本サービスにより還元される通行記録等のデータを記録媒体にて受け取る場合、媒体送付1回につき所定の送料を上記利用料にあわせカード利用代金支払と同様の方法で当社に支払うものとします。
3. 利用者は、本サービスにより還元される通行記録等のデータをデータ伝送等にて受け取る場合、送信1回につき所定の伝送費用を上記利用料にあわせ当社に支払うものとします。また、データ伝送等を当社側の起動にて行なう場合は、通行記録等のデータ1件につき所定の通信費用を上記伝送費用にあわせ当社に支払うものとします。
4. いったんお支払頂いた利用料・媒体送料は理由の如何を問わずお返しいたしません。
5. 当社は利用者のサービス解約日の如何にかかわらずサービス解約月1ヶ月分の利用料を申し受けるものとします。
6. なお、利用料、送料、伝送費用、通信費用の消費税部分については、消費税率の改定等があった場合、当社は利用者の承認を得ることなく変更することができるものとします。

#### 第8条（紛失・盗難等）

E T Cカードの紛失、盗難などにより、第三者にE T Cカードを使用された通行記録についても、本サービスのデータ還元の対象となります。

#### 第9条（免責）

1. 当社は、本サービスにおいて、本規定第6条に基づきデータ還元を行なうものであり、その内容・情報等の完全性、正確性、有用性などの保証を行なうものではありません。
2. 当社は、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

#### 第10条（業務委託）

当社は本サービスを実施するにあたり、当社の業務を当社が業務委託契約を締結した第三者に業務委託し、さらに業務委託先が他の業者に再委託することができるものとします。この場合、利用者は、当社が必要な保護措置を行っただうえで、業務の遂行に必要な範囲で、当社に提供された情報および会員情報を当該業務委託会社に提供することを予め承諾します。

#### 第11条（本サービスの終了）

1. 当社はいつでも本サービスの提供を終了させることができるものとし、利用者は予めその旨承認するものとします。
2. 本サービスが終了する際には、当社は利用者に事前通知をします。
3. 本サービスが終了する際には当社は利用者から入手した会員情報を、当社所定の方法で速やかに破棄するものとし、業務委託先についても同様に義務づけるものとします。

#### 第12条（本利用規定の改定並びに承認）

当社はあらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（<https://www2.uccard.co.jp>）において告知する方法又は利用者に通知する方法その他当社所定の方法により利用者にその内容を周知したうえで、本利用規定を変更することができるものとします。この場合には、利用者は、当該周知の後に利用者が本利用規定に係る申込み及び登録内容の追加・変更を行なうこと、またはお知らせ後1ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行なうものとし、当該意思表示をもって本利用規定が変更されるものとします。

### 第13条（本利用規定に定めのない事項）

本利用規定に定めのない事項については、当社と利用者が法人・コーポレートカード発行にあたり締結している契約書・覚書・会員規約、及びETC特約、ETCシステム利用規程の定めによるものとします。

2022年12月現在